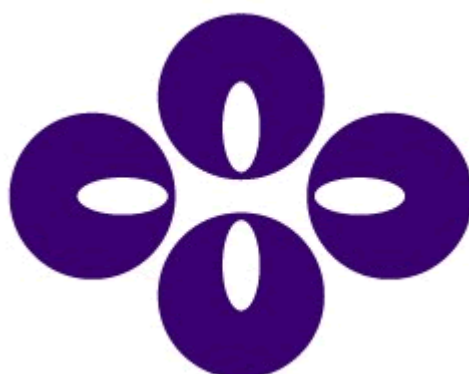


甲州市  
新型インフルエンザ等対策行動計画



平成26年 11月  
(令和2年3月一部改正)  
(令和5年5月一部改正)  
(令和8年5月全面改正)

山梨県甲州市



# 用語の略称

(五十音順)

略称	用語
法令	
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
その他	
学校等	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校」及び同法第124条の「専修学校」
患者等	感染症の患者、病原体に感染した可能性の高い疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者
感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2第1項の規定により組織する山梨県感染症対策連携協議会
感染症有事	県対策本部が設置されてから、特措法によらない通常の対策に移行するまでの間における、感染症危機への事態対処が必要な状況
協定指定医療機関	感染症法第6条第16項に規定する第一種協定指定医療機関及び第17項に規定する第二種協定指定医療機関
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項の規定により医療措置協定を締結した医療機関
県行動計画	特措法第7条第1項の規定により山梨県知事が定める「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」
市行動計画	特措法第8条第1項の規定により山梨県知事が定める「甲州市新型インフルエンザ等対策行動計画」
県対策本部	特措法第22条第1項の規定により山梨県知事が設置する対策本部
高齢者施設等	入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所
JIHS(ジース)	国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合して令和7年4月1日に設立された国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)
市町村	山梨県内27市町村
市町村対策本部	国による緊急事態宣言の対象区域とされた県内の市町村長が、特措法第34条第1項の規定により設置する対策本部
新型インフルエンザ等	全国的かつ急速にまん延することで国民の生命・健康や生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症(特措法が適用されるものに限る。)
新型コロナ	感染症法上の位置付けが五類感染症になるまでの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)
政府行動計画	特措法第6条第1項の規定により政府が定める「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」
発生公表	厚生労働大臣が行う、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症が発生した旨の公表

保育所等	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項の「保育所」及び同法第 39 条の 2 第 1 項の「幼保連携型認定こども園」並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた「認定こども園」
保健所	県型保健所及び甲府市が設置する保健所

## 目次

### 第1部 対策の実施に関する基本的な方針

#### 序章

第1節 はじめに…………… | - 1

第2節 計画の位置づけ、理念…………… | - 2

#### 第1章 対策の目的と基本的考え方

第1節 対策の目的…………… | - 4

第2節 対策の基本的考え方…………… | - 5

#### 第2章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

第1節 感染症有事のシナリオの考え方…………… | - 6

第2節 対応時期の設定…………… | - 6

#### 第3章 対策項目

第1節 対策項目の設定…………… | - 10

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点…………… | - 11

#### 第4章 対策を実施する上での留意事項

第1節 通則的事項…………… | - 12

第2節 個別的事項…………… | - 15

### 第2部 各対策項目の理念・目標及び取組

#### 第1章 実施体制

第1節 対策の理念・目標…………… 2-31

第2節 時期に応じた取組…………… 2-32

#### 第2章 情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 対策の理念・目標…………… 2-38

第2節 時期に応じた取組…………… 2-39

#### 第3章 まん延防止

第1節 対策の理念・目標…………… 2-46

第2節 時期に応じた取組…………… 2-47

#### 第4章 ワクチン、治療薬・治療法

第1節 対策の理念・目標…………… 2-49

第2節 時期に応じた取組	2-50
第5章 医療	
第1節 対策の理念・目標	2-60
第2節 時期に応じた取組	2-61
第6章 保健	
第1節 対策の理念・目標	2-62
第2節 時期に応じた取組	2-63
第7章 物資	
第1節 対策の理念・目標	2-65
第2節 時期に応じた取組	2-66
第8章 生活・経済の安定の確保	
第1節 対策の理念・目標	2-67
第2節 時期に応じた取組	2-68
用語解説	3-73
各関連要綱	3-83

# 第1部

## 対策の実施に関する基本的な方針

# 序章

## 第1節 はじめに

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないことやグローバル化による各国との往来の飛躍的な拡大により、未知の感染症が発生した場合に、時を置かずして世界中に拡散する恐れが増している。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降に発生した新型コロナ\*が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こすなど、新興感染症等の発生は国際的な脅威となっている。

このような背景の中、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務や新型インフルエンザ等発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた、特措法が施行された。また、新型インフルエンザ等\*の患者等\*に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が、感染症法に規定されており、特措法と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図っている。更に、新型コロナの対応では、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討しながら、病原体の変異や次々と変化する事象に対し、3年超にわたり取組を行った。この新型コロナ対応の経験を踏まえ、国は、令和6年(2024年)7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改定した。山梨県(以下「県」という。)においても、政府行動計画が改定されたことを受け、令和7年(2025年)5月に県における新型コロナウイルス対応の経験を踏まえて、山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画が全面改定された。

本市では、平成26年11月に特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、市全体の体制整備など本市における対策の基本方針を示した、甲州市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しており、新型コロナの感染拡大時には本計画に基づき各種対策を実行した。この新型コロナ経験を踏まえ、今般の政府行動計画及び県行動計画の改定を受け、本行動計画についても今回全面改定するものである。

## 第2節 計画の位置づけ、理念

### 【計画の位置付け】

特措法第8条に基づき、甲州市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

甲州市新型インフルエンザ等対策行動計画を実施するために必要な体制整備のための事業継続計画(BCP)\*、市行動計画を具体化するための行動計画実施マニュアルは別に定める。

### 【感染症危機\*への対処における目指すべき理念】

新型インフルエンザ等の感染症危機への対処における目指すべき姿は、県行動計画に掲げる基本理念「感染症に強靱な社会」と同一とする。

新型コロナの経験を踏まえ、目指すべき姿「感染症に強靱な社会」に向けて実現すべき目標を次のように掲げるものとする。

#### 目指す姿と 実現すべき目標



#### 感染症に強靱な社会

- ✓ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ✓ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ✓ 基本的人権の尊重

### 【市行動計画改定の過程】

令和6年(2024年)に、新型コロナの経験を踏まえて、政府行動計画が全面改定されたことに伴い、県行動計画についても、令和7年5月8日に全面的な改定された。本市においてもこれらを踏まえつつ、以下のとおり、政府及び県行動計画を上位計画とした市行動計画の策定及び改定を行ってきた。

- 特措法第8条3項に基づき、地方公共団体と関係のある事項を定める場合の意見として、笛吹市、山梨市、山梨県から意見を聴取
- 学識経験者(峡東地区新型インフルエンザ等対策会議)からの意見聴取
- 市庁内各部署からの意見を聴取

### 【対象とする疾患】

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等新型インフルエンザ等
- 感染症法第6条8項に規定する指定感染症で、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

## 【計画の見直し】

市行動計画は、特措法第 8 条第 1 項の規定により、県行動計画に基づき、市の感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。

このような計画の位置づけにより、計画の期間は設定しないが、政府行動計画及び県行動計画の見直しが概ね6年としているため、それに合わせて市行動計画も見直しを行うこととする。

第1部では、まずは、新型インフルエンザ等対策がどのような目的で行うものであるかを示す。次に、膨大な新型インフルエンザ等対策を系統的に整理し、市をはじめとする対策の実施主体が取り組みやすいようにするために、対策の切替え時期と対策項目を設定する。更に、新型インフルエンザ等対策を実施する上で理解しておきたい事項を総論的に明らかにすることにより、第2部に示す具体的な取組につなげるものである。

# 第1章 対策の目的と基本的考え方

## 第1節 対策の目的

この計画が目指す姿である「感染症に強靱な社会」において、新型インフルエンザ等は、常に脅威であり続ける。地震などの災害と同様にその発生を正確に予測することは困難であり、現実に発生した際にも感染の波の幅（流行期間）と高さ（流行規模）がどのように推移するのかを正確に予測することもまた、困難である。

医療提供体制は、病床の確保数や発熱外来\*数などでみることができ、実際には人員の確保を含む組織力や院内感染対策\*の実行力などに大きく依存するものであり、使用可能なワクチンや治療薬の有無によっても左右される。感染の波のピークをできる限り遅らせ、波の高さを低くすることで、医療提供体制を強化する時間を確保することができる。一方で、感染症対応が長期化すればするほど、市民の生活や経済に与える影響は深刻なものとなる。加えて、感染の波が高く、確保された医療提供体制で対応できない事態も念頭に置く必要がある。

このようなことを踏まえ、本市の新型インフルエンザ等への対策は、次の2つの目的で行うものとする。

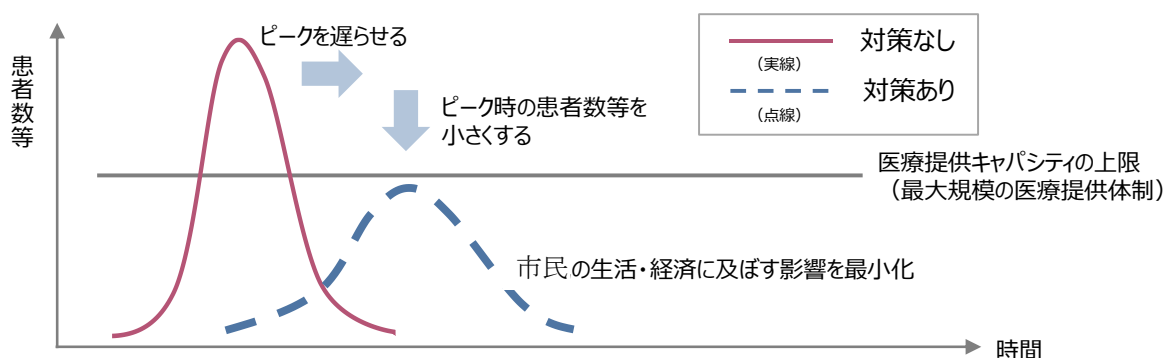
### 目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保護

- 流行のピークを遅らせ、医療やワクチン・治療薬による対応のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等を少なくすることで医療への負荷を軽減し、県が行う医療提供体制の強化に協力し、治療が必要な患者に適切な医療を提供する。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

### 目的2 市民の生活・経済に及ぼす影響を最小化

- 感染拡大防止により、欠勤者等の数を減らす。
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、市民の生活・経済への影響を軽減する。
- 業務（事業）継続計画（BCP）により、医療を継続して提供し、または市民の生活・経済の安定に寄与する事業を維持するよう努める。

### 対策の目的の概念図



## 第2節 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット\*といった感染対策が基本である。感染症有事において医療のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、市民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、体温計や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄などの準備を平時から行うことが必要である。

その上で、新型インフルエンザ等による感染症有事の際には、外出の自粛若しくは施設の使用制限の要請または業務縮小による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬・治療法を含めた医療対応とを組み合わせる総合的に実施するものとする。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者・市民が自発的に職場や家庭における感染予防に取り組むとともに、事業者においては継続する重要業務を絞り込むことなどについて積極的に検討することが重要である。

この計画の第2部に示す新型インフルエンザ等への対策は、新たな感染症の特徴や病原体の性状、流行の状況、地域の特性などを踏まえ、人権<sup>1</sup>への配慮、対策の有効性、実行可能性、社会・経済活動への影響などを総合的に考慮した上で、その実施を判断するものである。

---

<sup>1</sup> 感染症法や特措法において尊重すべきとされる人権。憲法において国民に保障される。

## 第2章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### 第1節 感染症有事のシナリオの考え方

感染症有事のシナリオは、新型インフルエンザといった特定の感染症や新型コロナといった過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症\*等が流行する可能性も想定しつつ、感染症有事の段階に応じて次のように考える。

- 病原体について限られた知見しか明らかになっていない段階では、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 病原体の変異による病原性\*や感染性\*の変化、これらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化を織り込んだ想定とする。

### 第2節 対応時期の設定

新型コロナ対応の経験を踏まえ、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオとして、対応時期を次のように定義する。以下、第1項から第3項までにおいて、時期区分の考え方及び想定シナリオを示す。

区分	対応時期の定義
準備期	新たな感染症危機の発生前の段階
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針*が策定・公示されて以降の段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>◆ 病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>◆ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>◆ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</li> </ul>

## 第1項 準備期

### 【時期区分の考え方】

新型コロナの対応において、平時の準備不足が明らかになったことから、平時の重要性を認識するとともに、その取組を充実させる必要がある。このため、平時は、新型インフルエンザ等の感染症有事に備えて必要な取組を行う時期であることをより明確にするため、これを「準備期」として区分する。

### 【想定シナリオ】

この時期では、各種計画の策定・変更や、衛生物資\*の備蓄\*、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行うことを想定する。

## 第2項 初動期

### 【時期区分の考え方】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が海外で発生して以降は、グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生と国内発生の時期の違いで対応時期を区分する必然性に乏しく、新型インフルエンザ等の発生公表\*や基本的対処方針の策定の前後で大きく対策が変わることが新型コロナの経験で明らかとなった。ここをターニングポイントとすることで対策の機動的な切替えが可能となる。このターニングポイントの前の時期では、病原体の性状が未知で情報が極めて少ない中であっても、機動的に対処しなければならない。よってこれを「初動期」として区分し、その期間は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生したときから、基本的対処方針が策定・公示されるまでの期間とする。

### 【想定シナリオ】

この時期では、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性\*等）の知見を国内外から収集しつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応することを想定する。

## 第3項 対応期

### 【時期区分の考え方】

初動期より後は、市対策本部が本格稼働する時期であり、これを「対応期」として区分する。

対応期は、前節に示す感染症有事のシナリオの考え方をもとに、更に具体的に次の4つのシナリオを想定し、リスク評価などに合わせて対策を切り替えていくこととする。

- 封じ込めを念頭に対応する時期
- 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

### 【想定シナリオ】

封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や、使用可能な医薬品等による治療、感染リスクのある者の外出自粛に加え、当該感染症の病原性に応じて、市民や地域住民に対する不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限などを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした強度の高い対策を実行することを想定する。

なお、感染症の特徴、病原体の性状などの情報収集等により対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

病原体の性状等に応じて対応する時期では、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染の波を抑制するための措置等を検討することを想定する。

その際、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮するものとする。なお、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかない場合であっても、社会の状況を適確に把握し、状況に応じて柔軟かつ機動的に対処していくこととする。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを想定する。

なお、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

最終的には、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るこ

とにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

# 第3章 対策項目

## 第1節 対策項目の設定

甲州市の新型インフルエンザ等対策は、2つの主たる目的「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」、「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」を達成するための取組を効果的に進めるため、次の8の対策項目を設けることとする。

対策項目
① 実施体制
② 情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション
③ まん延防止
④ ワクチン、治療薬・治療法
⑤ 医療
⑥ 保健
⑦ 物資
⑧ 生活・経済の安定の確保

各対策項目では、おおむね次のようなことを記載する。

対策項目	記載のあらまし
① 実施体制	市、その他の関係機関の実施体制と実効性の確保に向けた訓練の実施・人材の養成、関係機関間の連携等について記載
② 情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション	情報の収集・提供の体制整備や共有方法、特にリスクコミュニケーションの手法を活用した発信、偏見・差別や偽・誤情報に関する対応等について記載
③ まん延防止	まん延防止対策の実施体制や状況に応じた対策の内容等について記載
④ ワクチン、治療薬・治療法	予防接種の実施体制の整備等について記載
⑤ 医療	地域における医療提供体制の確保等について記載
⑥ 保健	相談センター*の周知や自宅療養*の運用等について記載
⑦ 物資	市が行う感染症対策物資等*の備蓄等について記載
⑧ 生活・経済の安定の確保	市民生活や社会経済活動の安定確保に向けた取組等について記載

各対策項目の具体的な取組は、前章第2節で設定した対応時期の区分に応じて、第2部各章に記載する。

また、対策のより詳細な手順は、対策項目の分野に応じて庁内アクションカード<sup>2</sup>を策定することとする。

<sup>2</sup> 新型コロナ対応の経験をもとに、市の組織が初動で行うべき対応の手順を定める文書

## 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

次に掲げる事項は、前節で定める対策項目の分野にとられない横断的な視点で取組を進めていく必要がある。

### 【行政機関間の連携】

国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画または業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

また、地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等を踏まえて新型インフルエンザ等への対応を行う必要があることから、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても、訓練や会議などを通じて平時から積極的に取り組むこととする。

### 【DX\*の推進や人材の育成等】

DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、保健所の業務負担の軽減や関係者の連携強化等の申請負担の軽減等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向を踏まえ、医療 DX 等を推進する。また、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

## 第4章 対策を実施する上での留意事項

### 第1節 通則的事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、それぞれの行動計画または業務計画に基づき、県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものである。この場合においては、次の事項に留意するものとする。

#### 【平時の備えの充実】

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報の収集・共有等の基盤となる DX の推進等を国、県と連携して行う。

<b>取組の視点 1-1 感染症有事の際に必要な体制の整備</b>
感染症有事の際に速やかな対応が可能となるよう、感染症有事体制*の整備について平時からの取組を進める。
<b>取組の視点 1-2 感染症有事の際に行うべき対策の共有とその準備</b>
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
<b>取組の視点 1-3 関係者や市民等への普及啓発と訓練を通じた不断の点検・改善</b>
感染症危機は必ず起こり得るものであることについて、日頃から普及啓発を行うとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。
<b>取組の視点 1-4 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備</b>
未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
<b>取組の視点 1-5 DX の推進や人材の養成</b>
医療関連情報の有効活用、国、県と連携した DX の推進のほか、人材の養成や行政機関間の連携といった複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

#### 【感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え】

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、適切な情報提供・共有により市民の生活・経済への影響を軽減させるとともに、心身ともに健康であることを確保することが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、対策の切替えを柔軟かつ機動的に行い、市民の生命・健康を保護し、市民の生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

#### 取組の視点 2-1 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の実施

対策の実施に当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、県と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの取り扱い方を整理する。

#### 取組の視点 2-2 医療と生活・経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

感染症有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、感染拡大のスピードやピークを現にある医療提供体制で対応できるレベルに抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、感染拡大が対応できるレベルを超える可能性がある場合などには、県と連携し適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民の生活・社会に与える影響にも十分留意する。

#### 取組の視点 2-3 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。その際、国、県が提供・共有する対策の切替えの判断の指標や考慮すべき要素に関する情報に留意する。

#### 取組の視点 2-4 対策項目ごとの時期区分

柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

#### 取組の視点 2-5 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、感染症有事において適切な判断や行動が可能となるようにする。特にまん延防止等重点措置\*や緊急事態措置\*等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 【基本的人権の尊重】

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法により国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとする<sup>3</sup>。加えて、対策には法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷などの新型インフルエンザ等

<sup>3</sup> 特措法第5条

に起因する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである<sup>4</sup>。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による地域社会の分断が生じないよう取り組む。

### 【関係機関相互の連携協力の確保】

市対策本部は、政府対策本部や県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整\*を行うよう要請する。

また、市は、感染症対策に携わる医療機関、高齢者施設等\*その他の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等対策を実施する。

### 【感染症危機下の災害対応】

市は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携して発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等の情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

### 【記録の作成・保存】

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、対応の検証及び今後の対策に資する情報を公表する。

---

<sup>4</sup> 特措法第13条第2項

## 第2節 個別的事項

この節は、第2部に記載する各対策項目に応じた取組を実施する上での留意事項を示し、当該取組への理解を促すものである。なお、第2部の取組の運用に関する詳細は、前章第1節にあるとおり、庁内アクションカードを参照するものとする。

### 第1項 実施体制

#### 1-1 市の実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国、県、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが重要である。

第2章第2節「対応時期の設定」に定めるとおりに応じ、新たな感染症の発生や国の動向を踏まえ、市の感染症対応のための組織体制を次のとおり移行させる。

#### 【甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議】

準備期において、新型インフルエンザ等対策に総合的に対応するため「甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議」（以下「庁内対策会議」という。）を設置する。

所掌事項

- 国、県からの情報収集を行い、事前準備の進捗を確認し、関係各課間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組に関する事項
- 関係各課においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備に関する事項

区分	設置する組織	組織の主な構成
準備期	甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議	議長：副市長 副議長：総務課長 構成員：関係各課長 事務担当課：総務課、健康増進課

※構成員：政策秘書課長、財政課長、施設管理課長、子育て支援課長、介護支援課長、福祉総合支援課長、教育総務課長、市民課長、健康増進課長、勝沼支所長、大和支所長

【甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部】

次のような場合に該当するときは、必要に応じて感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いたうえで市警戒対策本部を立ち上げ、統括業務と相談業務を開始する。

- 県が県警戒本部を設置したとき
- 新型インフルエンザ等の発生の可能性が高まり、検疫が強化されたとき
- 県から相談窓口の設置が要請されたとき
- 県から平時の体制を上回る医療提供体制の整備を要請されたとき
- その他市長が必要と認めるとき

所掌事項

- 必要に応じ警戒対策本部の会議を開催し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図るための体制整備を行う。

対応する時期	設置する組織	組織構成
初動期	甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部	本 部 長：市長 副 本 部 長：副市長 本 部 付：教育長 勝沼ぶどうの丘事業管理者 医療技監 本 部 員：全課長 班 員：全職員 事務担当課：総務課、健康増進課

【甲州市新型インフルエンザ等連絡会議】

警戒本部が設置され、情報提供・共有が必要な時は、「甲州市新型インフルエンザ等連絡会議」を設置するとともに、必要に応じ連絡会議を開催し、関係機関等との連絡を確保し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。

所掌事項

- 情報の収集と提供及び市民への啓発活動に関する事項
- 市内発生に備えた対応策の検討及び体制の確認に関する事項

対応する時期	設置する組織	組織の主な構成
初動期 ～ 対応期	甲州市新型インフルエンザ等連絡会議	会 長：市長 副 会 長：副市長、教育長 委 員：関係団体代表者 ：関係各課長、医療技監 事務担当課：総務課、健康増進課

※委員

関係団体代表者	峡東保健所、東山梨消防本部、日下部警察署、東山梨医師会、市薬剤師会、市区長会、市保健環境委員会、市小中学校校長会、市保育所連合会、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員連絡協議会、市消防団、市商工会、市観光協会、市地域公共交通会議、市内CATV2局
関係各課長	総務課長、政策秘書課長、財政課長、施設管理課長、子育て支援課長、介護支援課長、福祉総合支援課長、教育総務課長、観光商工課長、市民課長、健康増進課長、勝沼支所長、大和支所長

【甲州市新型インフルエンザ等対策本部】

市は、特措法第34条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市対策本部を設置する。また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされる前で、県が県対策本部を設置したときは、必要に応じて、甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部にて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

所掌事項

- 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

対応する時期	設置する組織	組織構成
初動期 ～ 対応期	甲州市新型インフルエンザ等対策本部	本部長：市長 副本部長：副市長 東山梨消防本部消防長 本部付：教育長 勝沼ぶどうの丘事業管理者 医療技監 本部員：全課長 班員：全職員 事務担当課：総務課、健康増進課

【部署ごとの主な役割】

担当課	主な役割
総務課 政策秘書課	・庁内対策会議・警戒対策本部並びに対策本部運営・連絡会議に関する こと

健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集及び提供に関すること</li> <li>・情報共有に関すること</li> <li>・国、県、他市町村、関係機関との情報共有や連携に関すること</li> <li>・広報に関すること</li> <li>・市主催の行事の自粛等に関すること</li> <li>・公共施設の臨時休業等に関すること</li> </ul>
税務課 会計課 財政課 施設管理課 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の指示による業務に関すること</li> </ul>
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄資器材等の購入の財政措置に関すること</li> </ul>
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防対策等の情報収集と市民への情報提供に関すること</li> <li>・国、県、他市町村、医師会等関係機関との情報共有や連携に関すること</li> <li>・市民からの相談体制・相談窓口に関すること</li> <li>・予防接種（特定接種*、住民接種*）に関すること</li> <li>・感染防護衣・マスク・医薬品・消毒薬等の確保と活用に関すること</li> <li>・自宅療養者への対応に関すること</li> <li>・福祉保健部門全般の対策に関すること</li> </ul>
介護支援課 子育て支援課 福祉総合支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者、高齢者等要援護者への情報提供に関すること</li> <li>・要援護者等高齢者への支援に関すること</li> <li>・要介護者のサービスの維持に関すること</li> <li>・市内介護・福祉関連施設等への情報提供に関すること</li> <li>・福祉保健部門全般の対策に関すること</li> </ul>
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、児童クラブ及び家族等への情報提供に関すること</li> <li>・保育所、児童クラブ等の閉鎖に関すること</li> </ul>
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒及びその家族への情報提供に関すること</li> <li>・児童、生徒の感染予防に関すること</li> <li>・学級、学校閉鎖に関すること</li> </ul>
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習施設等の臨時休業に関すること</li> </ul>
上下水道課 建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道の安定供給・維持に関すること</li> <li>・その他ライフラインの維持に関すること</li> </ul>

環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制等に関すること</li> <li>・遺体の一時安置及び埋・火葬に関すること</li> </ul>
都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内公共交通の運行縮小に関すること</li> </ul>
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋・火葬に関すること</li> <li>・生活物資の価格の安定等及び市民からの相談に関すること</li> </ul>
農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥インフルエンザ等の情報収集・感染防止に関すること</li> <li>・家きん飼育者に対する対応に関すること</li> </ul>
観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設等の臨時休業に関すること</li> <li>・業界団体に関すること</li> </ul>
ぶどうの丘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の臨時休業に関すること</li> </ul>
各支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の情報収集と地域住民への情報提供に関すること</li> <li>・地域住民の相談窓口に関すること</li> </ul>
各課共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設・団体等の情報収集・情報提供に関すること</li> <li>・対策に係る他部署間の相互応援に関すること</li> </ul>

## 1-2 実施体制に必要な計画・文書

新型インフルエンザ等は、地震などの災害と同様に、いつ起こるかを予測することは困難であるため、事態対処を適切に行うためには、事前に計画を立てておくことが重要である。

新型インフルエンザ等の感染症危機への事態対処のための計画及び関連文書には、次のようなものがある。

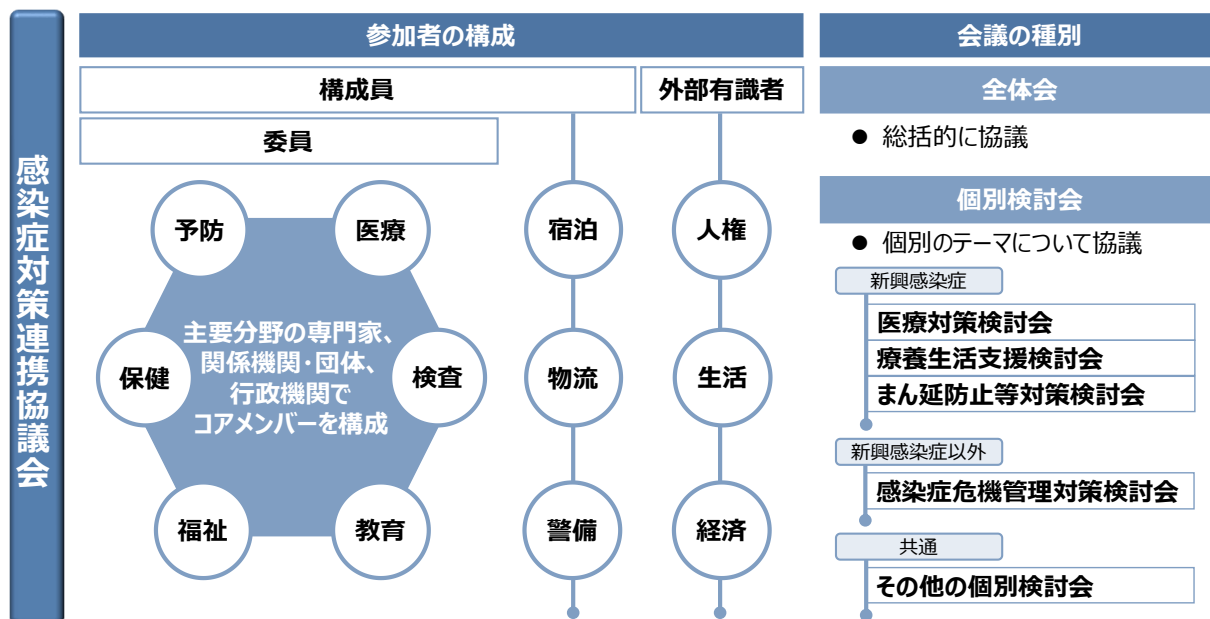
計画・文書の種類	計画・文書の性質	主な作成主体
行動計画	事態対処や事前準備の方針を定めるもの	県、市町村
業務計画	市民の生活・経済に必要な業務を感染症有事に実施するために必要な事項を定めるもの	指定地方公共機関*
業務継続計画（BCP）*	感染症有事においても自所属の機能を維持するために必要な事項を定めるもの	県、市町村、医療機関、高齢者施設等
事業継続計画（BCP）		事業者
健康危機対処計画*	事態対処や事前準備を具体的に定めるもの	保健所、衛生環境研究所
アクションカード	事態対処や事前準備の手順を定めるもの	県、市、医療機関
ガイドライン*	関係機関による取組の参考となるもの	県

## 1-3 感染症対策連携協議会\*の活用

県が組織する感染症対策連携協議会は、感染症対策に携わる県、市町村（保健所設

置市を含む。)、医療機関、医師会、職能団体、消防機関、教育機関、高齢者施設、障害者施設等その他の関係者で構成し、幅広い分野で深く協議を行うことができるよう「全体会」のほか、テーマを絞って協議する「個別検討会」を県が開催する。更には、テーマに応じて委員以外の者を構成員に位置付け出席を求めるほか、構成員以外の外部の有識者の意見を聴くこともできる。

市は、感染症有事の際に、医療や療養支援、まん延防止対策に加え、感染拡大やまん延防止対策によって影響を大きく受ける関係者の支援など、重要な項目についての施策決定・変更の参考とするため、感染症対策連携協議会を活用する。

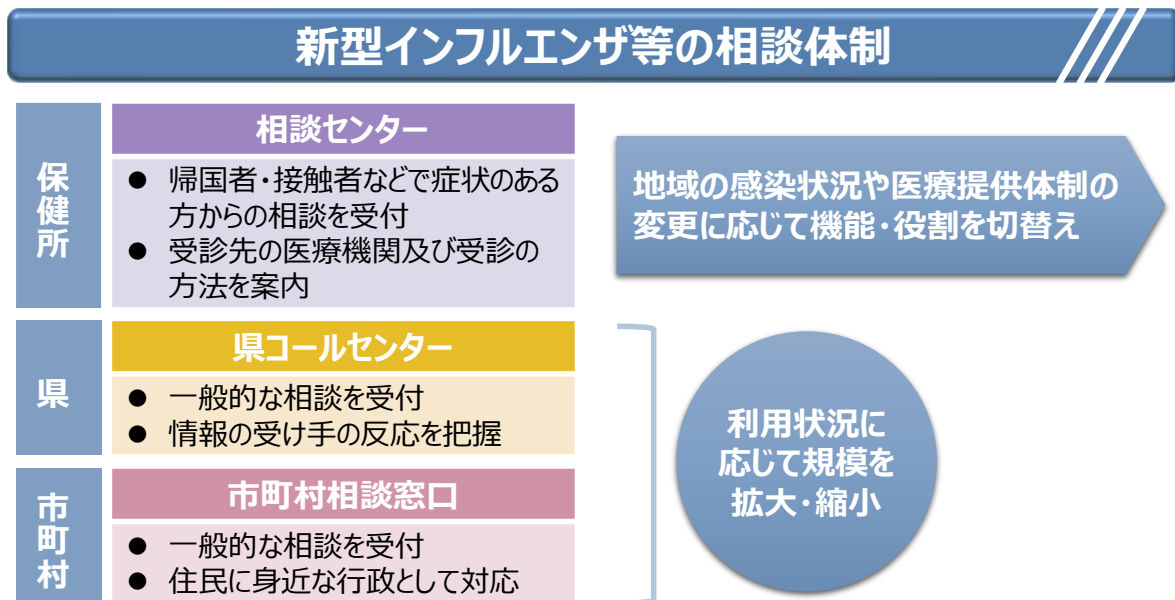


## 1-4 一般相談・受診相談の応需体制

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生し、報道や SNS 等で多くの情報が発信される頃から、市民からの相談が多くなることが予想される。感染症有事の際には、更に多くの相談が寄せられる可能性が高い。そこで、市民に身近な行政として市民からの一般的な相談に対応するため、「相談窓口」を庁内に設置して対応に当たるとともに、市から出される情報が市民にどのように受けとめられているかについても併せて把握し、対応の参考とする。

なお、一般的な相談については、県の「コールセンター」でも受け付けていることを周知する。

また、新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、院内感染対策の準備が整っている医療機関等への受診案内を行う「相談センター」が初動期から各保健所に設置されることも、併せて周知を行う。



## 第2項 情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション

### 2-1 情報発信の方法

市は、情報の受け手に配慮した発信をきめ細かに行うため、次のような情報発信の方法の特性に応じて内容に工夫を凝らし、情報の受け手の反応もみて次の対応につなげることが求められる。特に、SNS では、一部の情報が切り取られ、偽・誤情報となって拡散されるおそれもあり、発信の内容や受け手の反応には十分に注意する必要がある。

形態	方法
A 直接的な提供・共有	Web サイト（ホームページ）
	市広報、リーフレット、パンフレット、ポスター
	SNS（文字ベースのもの）
	SNS（動画ベースのもの）
	オウンドメディア（自己管理のメディア媒体）
	防災行政無線
B メディア等を通じた広告、提供・共有	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有
	公共交通機関の車内放送・駅等でのアナウンス

《出典》 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン 一部改変

### 2-2 情報共有のネットワーク

市は、感染症に関する情報を速やかに関係者と共有するためのネットワークを平時から整備する。

感染症有事においても、このネットワークを活用して最新の情報を速やかに共有し、関係者による取組の推進に資するものとする。

### 2-3 リスクコミュニケーションの方法

市が情報提供・共有を効果的に行う上で、市民等の意見や関心を踏まえることが重要である。その際、施策目的を踏まえ、どのような層にどのようなメッセージを伝える必要があるかなどについて、次のような方法により調査・分析を行い、対象層に応じた広報の方法やメッセージの内容などの検討に役立てることが重要である。

意見・関心を聴取する形態	方法
A ツール等を通じた聴取	Web サイト（ホームページ）への意見
	Web サイト（ホームページ）のアクセス分析
	ソーシャルリスニング（SNS 等での発信状況の収集・分析）
	コールセンターへの質問・意見

B イベントを通じた聴取	シンポジウム
	出張講座
C 間接的な聴取	各種団体からの要望や情報提供・共有等

《出典》新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン 一部改変

市が行うリスクコミュニケーションは、感染症有事に備えるためにも、準備期から取り組むことが重要である。その際、感染対策を円滑に機能させるため、有効な感染対策の認知度・理解度、実践しない理由等を把握し、啓発に反映させるなど情報提供・共有に活用することが重要である。また、こうした情報へのアクセスが困難な方々に対して、適切に情報が届いているかモニタリングし、必要に応じて情報提供・共有の方法等を見直すことも重要である。

なお、内閣感染症危機管理統括庁の委託事業により「感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究」が行われ、調査報告書が同庁ホームページに掲載されているので、リスクコミュニケーションの実務の参考とする。

[https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr06\\_risk\\_communication/files/result.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr06_risk_communication/files/result.pdf)

## 第3項 まん延防止

### 3-1 まん延防止策の対策

#### ○ 個人における対策

- マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染症対策を実践するよう促す。
- 初動期から、県の要請に応じて、患者の同居者等の濃厚接触者\*に対する感染を防止するための対応（健康観察\*、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置への協力を促す。
- 新型インフルエンザ等緊急事態\*においては、県の要請に応じて、不要不急の外出自粛の勧奨等を行う。

#### ○ 地域・職場における対策

県からの要請に応じて以下の取り組みを行う。

- 初動期から、職場等における基本的な感染症予防の徹底等、感染対策をより強化して実施の勧奨等を行う。
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の勧奨等を行う。

#### ○ その他

国や県が行う検疫等の対策に関して、要請に応じ協力する。

### 3-2 周知方法

市は、新型インフルエンザ等の発生状況、感染経路\*、予防方法、医療提供体制、その他まん延防止に資する情報を、広報誌、ホームページ、防災無線、SNS 等の適切な媒体を通じて、遅滞なく市民及び事業者を提供する。

### 3-3 まん延防止策の情報提供等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

## 第4項 ワクチン、治療薬・治療法

### 4-1 実施体制の整備

国や県の方針に基づき、平時から構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### 4-2 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に政府対策本部長の指示により行う予防接種であり、その対象は、次のように区分される。

区分	対象機関・事業所等
A 医療分野	新型インフルエンザ等医療を担う医療機関
	重大・緊急医療を担う医療機関
B 国民生活・国民経済 安定分野	介護・福祉事業所
	指定公共機関の事業所
	医薬品卸売販売業、医薬品等製造業、銀行業、鉄道業、道路旅客運送業など、指定公共機関と同類型業種の事業所
	石油・鉱物卸売業、熱供給業など、社会インフラ型業種の事業所
C 新型インフルエンザ等 対策の実施に携わる 公務員	飲食料品小売業、冠婚葬祭業、廃棄物処理業など、国民の生活に密接に関連する業種の事業所
	県・市町村対策本部や保健所、地方衛生研究所*、地方議会など、新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者
	警察や消防など、国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。また、市は、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制の構築を図る。

### 4-3 住民接種

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の実施に関し、平時から準備を行い、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施する。

## 第5項 医療

### 5-1 医療体制の整備

準備期においては、県の関係機関と連携し、東山梨医師会など地域の関係者との連携体制を図る。また、対応期においては、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、東山梨医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。

### 5-2 医療体制の確保

市は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000 を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。

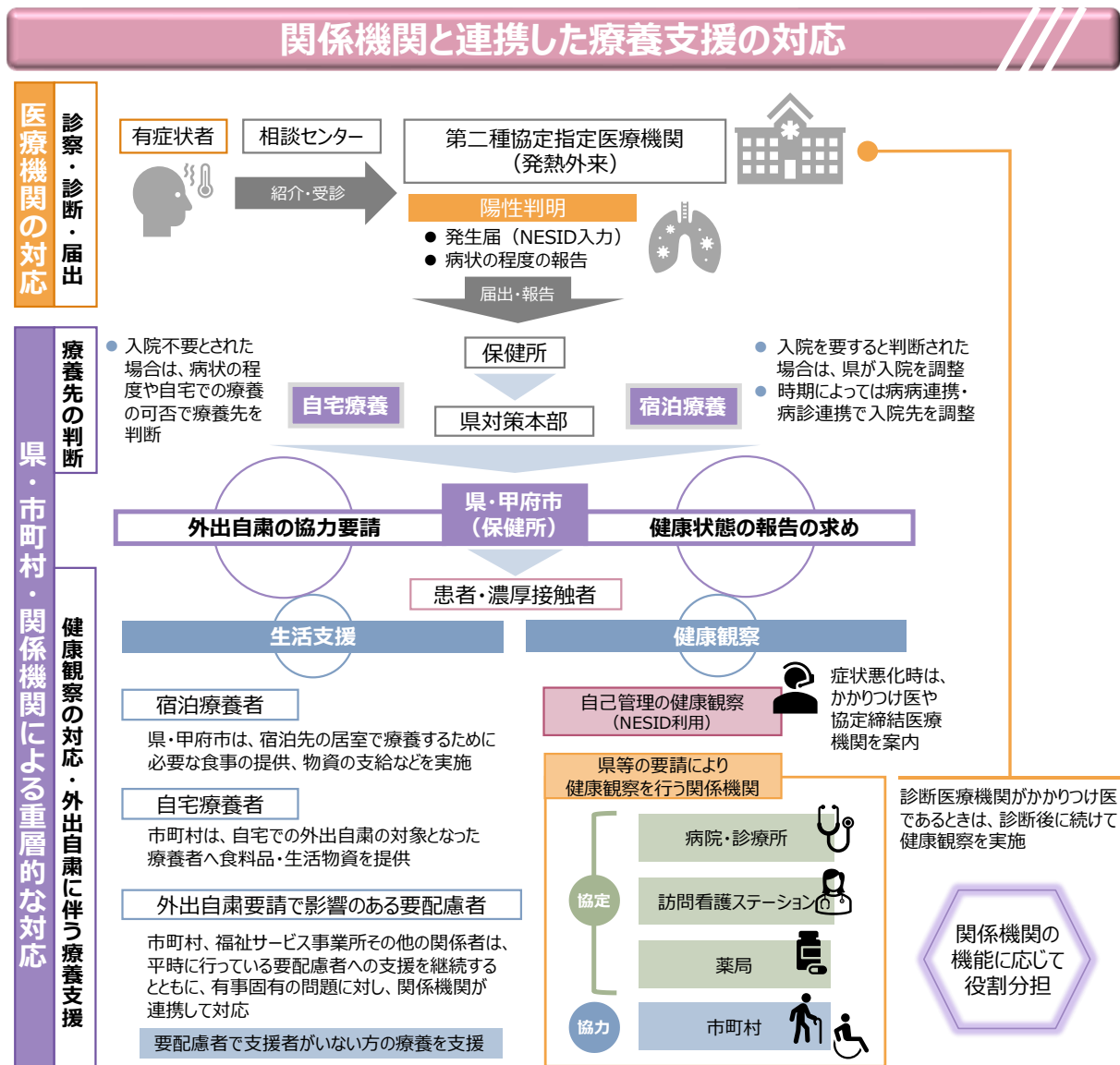
# 第6項 保健

## 6-1 健康観察の対応・外出自粛に伴う療養支援

新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、県は患者等若しくは濃厚接触者に対し、健康状態の報告及び自宅等から外出しないことへの協力を求めることとなる。

この時、患者等の健康観察等について、市は住民に身近な行政機関として県に協力することを基本とし、以下のことを実施する。

- 自宅での外出自粛対象となった療養者への食料品及び生活物資の提供
- ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、妊産婦、小さなこどものいる世帯といった要配慮者\*の見回りなどの対応、及び要配慮者の健康観察
- 平時に行っている要配慮者への支援の継続及び関係機関との連携
- その他県からの依頼による療養支援に係ること



## 第7項 物資

### 7-1 感染症対策物資等の需要・供給

新型インフルエンザ等への対応に使用される感染症対策物資等には、次のようなものがある。

種別	物資等の例示
医薬品	ワクチン、治療薬（解熱鎮痛薬、麻酔薬）、体外診断用医薬品（PCR*検査試薬、抗原検査キット*）
医療機器	人工呼吸器、酸素濃縮装置*、パルスオキシメータ、注射針・シリンジ
個人防護具*	サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋
その他の物資	消毒液、ワクチンの輸送・保管に必要な場合がある冷凍庫
上記の生産に必要な不可欠な原材料・部品	マスクの材料である不織布

感染症対策物資等は、感染症有事の際には、国内外の需要の増加や海外からの輸入の減少等が生じ、医療や福祉等の現場で需給がひっ迫するおそれがある。このため、国は、生産・輸入の促進や出荷調整の要請や措置などによって、感染症対策物資等の供給量の増加の働き掛けを行う。

### 7-2 物資の備蓄

市は、新型インフルエンザ等の予防接種を実施及び災害時を想定し、次の個人防護具を備蓄している。適宜更新・備蓄を行う。

品目	管理数量（個・枚）	備考
1 サージカルマスク	62,780	適宜入れ替え当備蓄等を行う。
2 N95 マスク	800	
3 ガウン	2,200	
4 キャップ	1,875	
5 フェイスシールド	80	
6 グローブ	13,000	

## 第8項 生活・経済の安定の確保

### 8-1 事業継続計画の策定

事業継続計画（BCP）は本来、脅威の種類を問わずに策定するものである。新型インフルエンザ等を対象とする BCP は、地震などの災害を対象としたものと共通する要素もあるが、新型インフルエンザ等による影響やその特性を踏まえた上で、BCP を策定することが重要である。

新型インフルエンザ等に対しては、事業を継続することに伴い従業員や訪問者、利用客等が感染する危険性（リスク）と、経営維持・存続のために収入を確保する必要性などを勘案して、重要業務の選定を行い、事業継続のレベルを決める必要がある。

BCP を策定した事業者は、教育・訓練や、取引先との協議、感染対策等に関する新しい知見の入手などにより計画の実効性を検証し、不断の改善を行うことが求められる。

このような事業者による平時の取組が、感染症有事における市民の生活・経済の安定の確保につながるものである。

### 8-2 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、大流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を来すとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。火葬の実施までに時間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、埋葬も考慮することとなる。

そのため、対応期において死亡者が多数に上った場合も、速やかな埋火葬を行うことができる体制をあらかじめ整備する必要がある。

また、地域の葬送文化や宗教的感情等にも十分配慮することが望ましく、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した対応をする必要がある。

多数の方が亡くなる可能性がある点において、感染症有事は、地震等の災害と同様であり、地震等の災害への事態対処と事前準備を定める地域防災計画を一つの参考として、搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策にも留意の上、準備期において、感染症有事に備えた火葬体制の整備を進めるものとする。

初動期・対応期には、県、市町村、医療機関、高齢者施設等、葬儀・火葬事業者が必要な連携を図り、埋火葬の円滑な実施に努めるものとする。

## 第2部

### 各対策項目の理念・目標及び取組

第2部は、第1部の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等対策<sup>7</sup>を具体的にどのように行うのかについて、対策項目ごとに、対策の切替え時期を示しつつ、明らかにするものである。

また、ここに記載する各取組に対応する市の所属又は市対策本部の組織について、文末の〔 〕内にその名称を記載している。

なお、感染症有事の際には、対策項目全体を時系列で整理した「タイムライン」を意識して取り組むことが効果的である。

---

<sup>7</sup> 狭義には、特措法第2条第2号の「新型インフルエンザ等対策」として、感染症有事の際に特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいうものであるが、ここでは、法律の根拠や実施の時期を問わず、新型インフルエンザ等の対策全般をいう。

# 第1章 実施体制

## 第1節 対策の理念・目標

対策項目①「実施体制」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理 念	<p>関係機関間の緊密な連携や人材の養成・確保、実践的な訓練などにより、感染症危機への対応能力を向上する。</p> <p>感染症の特徴や病原体の性状に適切に対応できる機動的な組織体制を構築する。</p>
-----	---

目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 指揮命令系統の確立、人員の確保、業務継続計画（BCP）の実効性の確保、行動計画や業務計画の作成、変更などにより、実行性のある組織体制を整備する。</li> <li>✓ 平時から甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議や感染症対策連携協議会を活用し、対策の実施や切替えを適時適切に行うことができる体制作りを進める。</li> <li>✓ 研修や訓練を通じて県、関係機関・関係団体等の連携を強化する。</li> </ul>
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市は、即応体制をとりつつ、必要に応じて警戒本部を立ち上げ、初動期における対策を迅速に実施する。</li> <li>✓ 感染症情報を迅速かつ的確に収集し、感染状況を関係機関・関係団体等と迅速に共有する体制を構築する。</li> </ul>
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 様々な事態に対処するため、市の組織体制を柔軟かつ機動的に見直し、県・関係機関・関係団体等との連携強化により、業務の継続を相互に支援する。</li> <li>✓ 中長期の対応も想定した持続可能な体制を構築する。</li> </ul>

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1 市行動計画等の作成や体制整備・強化

##### (1) 市行動計画等の作成及び体制の整備

- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、とるべき体制や対策を明確にした市行動計画及びマニュアルを作成・変更する。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、全ての所属において業務継続計画（BCP）を作成・変更する。〔総務課、全課〕
- 市は、行動計画や業務継続計画（BCP）の作成・変更に当たっては、関連する他の計画と整合の取れたものとなるように配慮する。〔総務課、全課〕
- 市は、緊急事態宣言の対象区域になった場合など感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行するため甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議を設置する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。〔総務課、健康増進課〕

##### (2) その他関係機関の体制整備

- 市は、県や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。〔総務課、健康増進課〕
- 医療機関、高齢者施設等は、感染症有事において患者・入所者のみならず、市民の生命と健康を守るため、その機能の維持に必要な業務継続計画（BCP）を作成・変更<sup>8</sup>し、市は、そのために必要な支援等を行う。〔健康増進課、介護支援課、福祉総合支援課〕
- 保育所等、感染症指定医療機関及びその所管課\*は、感染症有事において子どもや職員の感染を予防し、休業等の措置による影響を可能な限り最小化することができるよう、平時から関係機関との連携体制を確認するとともに、休業等の措置への対応方法を検討する。〔健康増進課、子育て支援課、教育総務課〕

<sup>8</sup> 高齢者施設等の業務継続計画（BCP）については、次のとおりガイドラインが示されている。

- 介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>
- 障害福祉サービス事業所における業務継続ガイドライン  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- 児童福祉施設における業務継続ガイドライン  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/6666f757-7772-4156-9835-2c8bca59be64/flaf1668/20231013\\_policieskosodatashienchousasuishinchosar03-02\\_s2.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6666f757-7772-4156-9835-2c8bca59be64/flaf1668/20231013_policieskosodatashienchousasuishinchosar03-02_s2.pdf)

- 消防機関は、市等との役割分担を踏まえ、感染症有事において感染症患者等の移送に協力するための体制を整備する。〔総務課、健康増進課〕
- 警察機関は、感染症有事において、協力できるよう平時から市等との連携体制を確認する。〔総務課、健康増進課〕

## 1-2 実効性の確保

### (1) 山梨県感染症対策連携協議会等の活用

- 県が組織する感染症対策連携協議会は、感染症対策に携わる県、市町村（保健所設置市を含む。）、医療機関、医師会、職能団体、消防機関、教育機関、高齢者施設、障害者施設等その他の関係者で構成されており、これを活用し、県や、専門家、有識者等の助言を受け、医療や療養支援、まん延防止対策に加え、感染拡大やまん延防止対策によって影響を大きく受ける関係者の支援など、重要な項目について平時から協議する。〔健康増進課〕

### (2) 市関係機関との連携強化

- 市は、感染症有事に備え、事態対処を円滑に行うための県、峡東保健所及び近隣市町村と連絡体制を整備する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換等を行い、感染症有事に備えて連携体制を整備する。〔総務課、健康増進課、各関係課〕
- 市は、特定新型インフルエンザ等対策\*（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。）の代行<sup>9</sup>や応援<sup>10</sup>等の具体的運用方法について県と事前に協議する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、感染症対策の事前の体制整備や人員・人材確保等の観点から必要がある場合には、県に対し総合調整を依頼し、着実に準備する。〔総務課、健康増進課〕

### (3) 訓練等の実施

- 市、県、医療関係団体、感染症指定医療機関\*、峡東保健所などの関係機関・関係団体は、単独又は合同で、行動計画・業務計画・業務継続計画（BCP）の内容を踏まえた訓練を実施し、平時から情報共有及び連携体制を確認する<sup>11</sup>。〔総務課・健康増進課〕
- 市は、県が主催する訓練に参加し、それぞれの役割を明確にするとともに、現場レベルでの県及び近隣市町村との連携体制を構築する。〔総務課、健康増進課〕

<sup>9</sup> 特措法第26条の2。費用の支弁は同法第66条に規定。

<sup>10</sup> 特措法第26条の3、第26条の4。費用の支弁は同法第67条に規定。

<sup>11</sup> 県、市町村及び指定地方公共機関にあつては、特措法第12条第1項の規定により、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、単独又は合同で、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めることとされる。この場合において、同条第3項の規定により、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

- 市は、速やかに有事体制に移行できるよう、全庁的な研修・訓練を実施し、感染症危機に適切に対応する職員の資質向上を図る。〔総務課、健康増進課、全課〕

## 第2項 初動期

### 2-1 市即応体制・警戒本部体制・対策本部への移行

#### (1) 甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部

○市は、次のような場合に該当するときは、必要に応じて感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いたうえで市警戒対策本部を立ち上げ、統括業務と相談業務を開始する。〔総務課、健康増進課〕

- 県が県警戒対策本部を設置したとき
- 新型インフルエンザ等の発生の可能性が高まり、検疫が強化されたとき
- 県から相談窓口等の設置が要請されたとき
- 県から平時の体制を上回る医療提供体制の整備を要請されたとき
- その他市長が必要と認めるとき

#### (2) 甲州市新型インフルエンザ等対策本部

○市は、県が県警戒本部を設置したときは、必要に応じて、甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部にて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。〔総務課、健康増進課〕

#### (3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

○市は、市対策本部を設置するかどうかにかかわらず、機動的かつ効果的な対策を実施するため、国及び県が行う財政支援を踏まえ、対策に要する経費について必要な準備<sup>12</sup>を行う。〔財政課〕

<sup>12</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

## 第3項 対応期

### 3-1 基本となる実施体制の在り方

- 市行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。〔総務課、健康増進課〕

### 3-2 市における体制の確保

- 市は、行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。〔総務課、健康増進課、全課〕
- 市に緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置<sup>13</sup>し、市内区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整<sup>14</sup>を行う。〔総務課、健康増進課、全課〕

### 3-3 関係機関との連携の強化

- 市は、新型インフルエンザ等の対応に関する情報を随時収集し、市での対策が円滑に進むよう峡東保健所へ職員（リエゾン\*）を派遣する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県へ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請を求める。〔総務課、健康増進課〕

### 3-4 市における体制の維持

- 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村又は県に応援を求め<sup>15</sup>、又は国に職員の派遣を要請<sup>16</sup>する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。〔総務課、健康増進課〕

<sup>13</sup> 特措法第 34 条第 1 項

<sup>14</sup> 特措法第 36 条第 1 項

<sup>15</sup> 特措法第 26 条の 3 第 2 項、第 26 条の 4

<sup>16</sup> 特措法第 26 条の 6

- 市は、国の財政支援を有効に活用することにより、対策に必要な財源を確保<sup>17</sup>する。〔財政課〕

### 3-5 関係機関における業務継続

---

- 市民医療機関・高齢者施設等は、自らの業務継続計画（BCP）に基づき、その機能を維持し、市は、当該施設等に従事する職員等が偏見・差別等を受けないよう特段の対応を行う。〔総務課、健康増進課、介護支援課、福祉総合支援課〕
- 消防機関は、増加する救急患者に適切に対応する体制を確保する。〔総務課、健康増進課〕

### 3-6 市対策本部体制の終了

---

- 市は、緊急事態措置の対象区域でなくなったときは、遅滞なく市対策本部を廃止<sup>18</sup>する。ただし、本部体制で対応すべき事態が継続している場合には、特措法によらない組織として対策本部体制を維持する。〔総務課、健康増進課〕

---

<sup>17</sup> 特措法第 69 条から第 70 条までの規定により国は必要な財政支援等を行うことが想定される。なお、同法第 70 条の 2 では、起債の特例が規定され、同条の規定により、政府対策本部が設置された時から当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

<sup>18</sup> 特措法第 37 条において準用する第 25 条

## 第2章 情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション\*

### 第1節 対策の理念・目標

対策項目②「情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理 念		感染症に関する科学的根拠に基づいた情報を適時適切に発信するとともに、双方向のコミュニケーションによってリスク情報と情報に基づく対策等を共有し、市民や事業者の適切な判断・行動を促進する。
目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平時から感染症に関する情報収集を行うとともに、感染症有事における実施体制及び運用を確認する。</li> <li>✓ 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した情報提供体制を整備し、新型インフルエンザ等に対する市民等の理解を深めるため、平時から科学的根拠に基づいた分かりやすい情報の提供・共有を行う。</li> <li>✓ 感染症による偏見・差別は許されず、受診行動を控えることによる感染症対策等の妨げにもなることの普及啓発を行う。</li> <li>✓ 発症事例の公表について、県の要請により市は必要な協力を行う。</li> </ul>
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国等から提供された新型インフルエンザ等の特性や対策等について、県による分析を加え、準備期に整備した情報提供体制により正確かつ丁寧に情報発信し、市民等に冷静な対応等を促す。</li> </ul>
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政策上の意思決定及び実務上の判断に資するため、感染症の性状や臨床に関する情報の収集を継続的に行う。</li> <li>✓ 各種媒体を活用し、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報発信を行う。</li> <li>✓ 感染症対策の見直しに当たり、変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明することにより関係者の理解を深める。</li> </ul>

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1 情報収集・提供・共有の体制整備

##### (1)情報の収集

- 市は、平時から峡東保健所と連携し、県内外の感染症情報を迅速に収集できる体制を整備する。〔健康増進課〕
- 市は、新型インフルエンザ等の発生を想定した県の研修や訓練に参加することにより、情報収集の実施体制の実効性を確認する。〔健康増進課〕

##### (2)情報の提供・共有

- 市は、感染症有事において、信頼性のある一貫した情報提供・共有を行うことができるよう必要な体制を整備する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症に関する情報提供・共有においても適切に配慮する。〔健康増進課、市民課、福祉総合支援課、介護支援課、子育て支援課、教育総務課〕
- 市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じる市の相談窓口等を円滑に設置するための体制・手順等を確認する。〔健康増進課〕
- 市は、市民等が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。〔総務課、健康増進課〕

#### 1-2 感染症に関する情報提供・共有

- 市は、平時から新型インフルエンザ等に対する市民等の理解を深めるため、国や県から提供された情報や媒体のほか、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の助言に基づいた感染症に関する基本的な情報、感染対策、発生状況等を、各種媒体（Web、SNS等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）により、地域の実情に応じて市民向けに分かりやすく情報提供・共有する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、情報提供・共有に当たっては、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。〔健康増進課〕
- 市は、地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係部局と感染症対策部局とが相互に連携して感染

症や公衆衛生対策について関係者に分かりやすく情報提供・共有する。〔総務課、健康増進課、子育て支援課、福祉総合支援課、介護支援課、教育総務課〕

- 市は、自らの情報提供・共有が市民等の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。〔健康増進課〕

### 1-3 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

- 市は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発<sup>19</sup>する。〔健康増進課〕
- 市は、平時から、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況に応じ、各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。〔健康増進課〕

<sup>19</sup> 特措法第 13 条第 2 項

## 第2項 初動期

### 2-1 情報の収集に基づく有事体制への移行

- 市は、県からの情報を踏まえ、各体制について速やかに感染症有事の体制に移行することを判断するとともに、医療機関等の関係機関との調整や各機関各部署の役割の確認など必要な準備に着手する。〔総務課、健康増進課〕

### 2-2 情報提供・共有

#### (1) 情報提供・共有の方法

- 市は、各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの感染症情報を市民向けに分かりやすく発信する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。〔健康増進課、市民課、福祉総合支援課、介護支援課、子育て支援課、教育総務課〕
- 市は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。〔関係各課〕

#### (2) 情報提供・共有の内容

- 市は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを市民等に情報提供・共有する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、国が作成した一般向け Q&A を各種媒体（Web、SNS 等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）で情報提供・共有する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容\*に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

### 2-3 双方向のコミュニケーション

- 市は、国による地方公共団体向け Q&A の配布等を機に相談窓口等を設置するとともに、寄せられた意見や SNS の動向により情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。〔健康増進課〕

## 2-4 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 市は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず<sup>20</sup>、法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げになることなどを発信する<sup>21</sup>。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民等が正しい情報を入手できるよう努める。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、偏見・差別等に関する県、国、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

## 2-5 発生事例の公表

- 発生事例の公表については県が実施し、県の要請により市は必要な協力を行う。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

---

<sup>20</sup> 感染症法第 4 条

<sup>21</sup> 特措法第 13 条第 2 項

## 第3項 対応期

### 3-1 情報提供・共有

#### (1) 情報提供・共有の方法

- 市は、各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）により情報提供・共有を図る。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。〔健康増進課、市民課、福祉総合支援課、介護支援課、子育て支援課、教育総務課〕
- 市は、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。〔関係各課〕

#### (2) 情報提供・共有の内容

- 市は、引き続き、国が開設する国、地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを市民等に情報提供・共有する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症情報を市民等に分かりやすく発信する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを发出する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

### 3-2 双方向のコミュニケーション

- 市は、国が作成・改訂した一般向け Q&A を HP 等で情報提供するとともに、相談窓口の体制を強化する。〔健康増進課〕
- 市は、相談窓口等に寄せられた意見等や SNS の動向などを通じて市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づきリスクコミュニケーションを実施する。〔健康増進課〕

### 3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 市は、偏見・差別等は許されるものではなく<sup>22</sup>法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染対策の妨げになることなどについて情報提供・共有

<sup>22</sup> 感染症法第4条

を図る<sup>23</sup>。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

- 市は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民等が正しい情報を入手できるよう対処する。〔健康増進課〕
- 市は、偏見・差別等に関する県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム事業者に対して必要な協力・要請等を実施する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

### 3-4 リスクコミュニケーションを活用した説明

#### (1) 封じ込めを念頭に対応する時期

- 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、市が行う感染対策等の根拠を丁寧に説明する。〔健康増進課〕

#### (2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

【重症化しやすい特定の層への配慮】

- 市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

#### (3) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

- 市は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）を、市民・事業者等に対し丁寧に説明する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕
- 市は、順次広報体制を縮小する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

<sup>23</sup> 特措法第13条第2項

### 3-5 発生事例の公表

---

- 発生事例の公表については県が実施し、県の要請により市は必要な協力を行う。[総務課、健康増進課、政策秘書課]

## 第3章 まん延防止

### 第1節 対策の理念・目標

対策項目③「まん延防止」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理 念		感染症の特徴及び病原体の性状の変化並びにワクチンや治療薬・治療法の開発・普及等の状況の変化に応じ、まん延防止対策の見直しを柔軟かつ機動的に行う。
目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ まん延防止対策を実施するための体制を平時から整備し、まん延防止対策について市民・事業者等の理解の増進を図る。</li> <li>✓ 基本的な感染対策の普及を図る。</li> </ul>
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める。</li> </ul>
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の感染状況や医療のひっ迫状況を踏まえたまん延防止対策を実施することにより、新型インフルエンザ等の感染拡大防止を図る。</li> <li>✓ 時期に応じて市民生活及び社会経済活動に与える影響も踏まえ、感染拡大防止とのバランスを考慮して、とるべき対策を決定する。</li> </ul>

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1 まん延防止対策を実施するための体制整備

---

- 市は、地域のまん延防止対策を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続することができるよう、業務継続計画（BCP）を適宜更新する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、感染症有事において、保育所等、学校等が臨時休業等の措置を講じる場合であって、その影響を低減する必要があると認めるときに十分な集団感染対策を講じた上で一部施設の部分的開所を許容することに関し、平時から必要な検討を行う。〔健康増進課、子育て支援課、教育総務課〕

#### 1-2 まん延防止対策の効果を高める環境の整備

---

- 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、感染症有事において、自らの感染が疑われる場合は相談センターに連絡し相談すること、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うことなど、とるべき対応等について、平時から理解の促進を図る。〔健康増進課、子育て支援課、教育総務課〕

### 第2項 初動期

#### 2-1 まん延防止対策の準備

---

- 市は、国から要請を受け、業務（事業）継続計画（BCP）又は業務計画に基づく対応を準備する。〔総務課、健康増進課、全課〕
- 市は、県の要請に応じて、患者の同居者等の濃厚接触者\*に対する感染を防止するための対応（健康観察\*、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置への協力を市民へ促す。〔健康増進課〕
- 市は、事業者の職場等における基本的な感染症予防の徹底等、感染対策をより強化して実施の勧奨等を行う。〔健康増進課〕

## 第3項 対応期

### 3-1 外出等に対する要請

- 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、県と連携して感染症法の規定に基づく患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。〔総務課、健康増進課〕

### 3-2 まん延防止対策の実施に対する考え方

- 市は、国・JIHS\*・県によるリスク評価に基づき、感染症の特徴（感染経路\*、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。その際、まん延防止対策の目的と強度を念頭に置き、対策の効果と市民生活及び社会経済活動に与える影響のバランスを踏まえて、講ずべき対策を決定する。〔総務課、健康増進課〕

### 3-3 封じ込めを念頭に対応する時期のまん延防止対策

#### (1)患者や濃厚接触者以外の住民に対する情報提供等

##### 【基本的な感染対策に係る情報提供等】

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やリモートワーク（テレワーク）、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。〔総務課、健康増進課〕

#### (2) 事業者に対する要請等

##### 【事業者の特別の要請等】

- 市は、まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他の必要な措置を講ずることを検討する。その際には、国の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金を活用することや、他事業者との公平性の観点や円滑な執行等が行われることなどに留意する。〔財政課〕

##### 【要請に係る措置の命令等】

- 市は、通所介護事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については訪問介護等を活用した対応を検討する。〔健康増進課、福祉総合支援課、介護支援課〕

## 第4章 ワクチン、治療薬・治療法

### 第1節 対策の理念・目標

対策項目④「ワクチン、治療薬・治療法」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理 念	予防接種や治療薬・治療法を必要とする方に確実に提供できる体制を確保する。 予防接種や治療薬・治療法の有効性や安全性に関する市民や医療関係者の理解を深める。
-----	--

目 標	準備期	✓ 感染症有事において予防接種を円滑に実施できるよう接種体制の構築に必要な準備を進める。
	初動期	✓ 予防接種に必要な医療従事者、接種会場等を確保する。 ✓ 新型インフルエンザ等のワクチン、治療薬・治療法に関する情報を医療機関、市民等に迅速に提供・共有を行う。
	対応期	✓ 準備期、初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を受ける機会を確保する。 ✓ ワクチン・治療薬の有効性・安全性及び健康被害に対する救済措置に関する情報を医療機関、市民等に周知する。

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1 感染症危機対応医薬品等\*を利用する基盤の整備

##### 【ワクチン】

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえながら、平時から医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等（表1参照）の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。〔健康増進課〕

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等・静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

○

#### 1-2 予防接種体制

- 市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を実施する。〔健康増進課〕

- 市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの配分量を想定しておく。〔健康増進課〕
- 市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。〔健康増進課〕

【特定接種】

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象とする特定接種については、当該地方公務員の所属する地方公共団体を実施主体として、原則として集団的な接種によることになるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、国からの要請に基づき、特定接種登録事業者\*に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。〔健康増進課、関係課〕
- 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。〔健康増進課、総務課〕
- 市は、特定接種登録事業者による業務（事業）継続計画（BCP）の作成を支援する。〔関係課〕

【住民接種】

- 市は、住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を関係者と共有するとともに、市民等の十分な理解が得られるよう丁寧に情報発信、説明する。〔健康増進課〕
- 市は、迅速な住民接種を実現するため、次の準備を行う。
  - 国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。〔健康増進課〕
  - 速やかな接種を可能とするため、医師会等の医療関係者や学校関係者<sup>24</sup>等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種の時期の周知・予約等の接種体制の具体的な実施方法に係る検討をする。〔健康増進課〕
  - 会場の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか（表2参照）、接種場所、ワクチン保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配

<sup>24</sup> 接種場所の確保に関し、必要に応じて学校関係者等と協力することを想定

置場所等、接種会場の入口から出口の導線に交差なく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう検討する。〔健康増進課〕

- 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制の検討をする。〔健康増進課、福祉総合支援課、子育て支援課、介護支援課〕
- 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。〔教育総務課〕
- 児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市衛生部局は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。〔教育総務課〕

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

### 1-3 市における対応

- 市は、定期的予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。〔健康増進

課]

- 市町村衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市町村労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局、市町村教育委員会等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。[健康増進課、観光商工課、介護支援課、福祉総合支援課、教育総務課]

#### 1-4 情報提供・共有、DXの推進

- 市は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種対象者、接種順位の在り方等の基本情報について Web サイトや SNS を通して情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。[健康増進課]
- 市は、予防接種の接種記録や副反応疑い報告等を迅速かつ正確に管理するために国が基盤整備する予防接種事務のデジタル化・標準化に協力する。[総務課、健康増進課]
- 市は、重点感染症\*の治療薬・治療法に関する知見を関係機関で共有するために、県が進める情報共有体制の構築に協力する。[健康増進課]
- 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。[総務課、健康増進課]
- 市町村は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。[総務課、健康増進課]

## 第2項 初動期

### 2-1 予防接種体制

- 市は、国から提供されたワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を踏まえ、予防接種体制の構築等の業務を担うワクチン専従組織の立ち上げを検討する。〔総務課、健康増進課、全課〕
- 市は、準備期に整理した接種体制に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保する。〔健康増進課〕
- 市は、第4章第1節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。〔健康増進課〕

#### 【特定接種】

- 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、東山梨医師会の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保を東山梨医師会へ調整が得られるよう必要な支援を行う。〔健康増進課〕

#### 【住民接種】

- 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。〔健康増進課〕
- 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。〔総務課、健康増進課〕
- 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。〔健康増進課〕
- 予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行う。(調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所相談・協議し、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等)なお、接種会場のスタッフ、相談窓口、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外

- 部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。〔健康増進課、福祉総合支援課、介護支援課〕
- 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は東山梨医師会等の協力を得て、その確保を図る。〔健康増進課〕
  - 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて機関の確保について協議する。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。〔健康増進課〕
  - 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と相談・協議し、接種体制を構築する。〔健康増進課、福祉総合支援課、介護支援課〕
  - 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等手配する。〔総務課、健康増進課、全課〕
  - 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。〔健康増進課〕
  - 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ東山梨医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県及び県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。〔健康増進課〕
  - アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、東山梨医師会等から一定程

度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。〔健康増進課〕

- 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。〔健康増進課、環境課〕
- 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。〔健康増進課〕

## 第3項 対応期

### 3-1 感染症危機対応医薬品等を利用できる環境の整備

#### 【ワクチン】

- 市は、居住する市以外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する。〔健康増進課〕
- 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。〔健康増進課〕
- 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。〔健康増進課〕

### 3-2 予防接種体制

- 市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を実施する。〔健康増進課〕
- 市は、変異株の出現により追加接種が必要な場合においても混乱なく円滑に接種が進められるよう国と連携して接種体制を継続的に整備する。〔健康増進課〕

#### 【特定接種】

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に従事する地方公務員に本人の同意を得て特定接種を国と連携して実施する。〔健康増進課〕

#### 【住民接種】

- 市は、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、国と連携して具体的な接種体制を確保する。〔健康増進課〕
- 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。〔健康増進課〕
- 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するに当たり、国から提供された接種に関する情報を市民等へ提供、共有する。〔健康増進課〕
- 市は、感染状況を踏まえ、医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、介護支援課や市医師会等の関係団体と連携し、接種会場での接種が困難な高齢者施設等の入所者等の接種体制を確保する。〔健康増進課、介護支援課〕
- 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合

室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。〔健康増進課〕

- 市は発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知する。及び、接種会場において掲示等注意喚起することにより、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。〔健康増進課〕
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。〔健康増進課〕
- 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。〔健康増進課〕
- 市は、地方公共団体間で接種履歴を確認し、接種誤りを防止し、接種を受けた者が当該接種記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムにより接種記録を適切に管理する。〔健康増進課〕

### 3-3 情報提供・共有、健康被害救済

#### 【ワクチン】

- 市は、自らが実施する予防接種に関する情報（接種日程、会場、健康被害救済の申請方法など）について、対象者へ周知する。〔健康増進課〕
- 市は、予防接種を受けるかどうかの判断を正しい情報に基づいて行えるよう、ワクチンの有効性及び安全性、接種の対象者・回数、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法など国から提供された情報を、医療関係者や施設関係者、事業者、市民等へ周知するとともに、予防接種に係る不安や疑問の解消に資するため、必要に応じ相談窓口を設置する。〔健康増進課〕
- 市は、特定接種（自らが実施主体となる予防接種に限る。）及び住民接種について、国により予防接種との因果関係を否定できないと認定された健康被害を救済する。〔健康増進課〕
- 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。〔健康増進課〕
- 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知

- するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。〔健康増進課〕
- 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。〔健康増進課〕
  - 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。〔健康増進課〕
  - 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。〔健康増進課〕
  - 市は広報に当たっては、次のような点に留意する。〔健康増進課〕
    - 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること。
    - ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること。
    - 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること。
  - パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。〔健康増進課〕

#### 【治療薬・治療法】

- 市は、治療薬・治療法の普及に伴う有効性及び安全性に関する情報を関係機関と共有し、治療薬の副作用被害に対する救済措置を医療機関、市民等に周知する。〔健康増進課〕

## 第5章 医療

### 第1節 対策の理念・目標

対策項目⑤「医療」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理 念	市民の生命及び健康を守るため、感染症の発生状況に応じた医療提供体制を確保する。
-----	---

目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、平時から救急車の適正利用を促進する。</li> </ul>
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市は、県の関係機関と連携し、東山梨医師会など地域の関係者との連携体制を図る。</li> </ul>
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 引き続き、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、平時から救急車の適正利用を促進する。</li> <li>✓ 感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。</li> <li>✓ 地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、東山梨医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。</li> </ul>

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期～初動期

#### 1-1 円滑な医療提供のための体制整備

- 市は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000 を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、県の関係機関と連携し、東山梨医師会など地域の関係者との連携体制を図る。

### 第2項 対応期

#### 2-1 医療に関する対応の通則

##### 【情報共有】

- 市は、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、高齢者施設等を運営する事業所の職員が行う必要がある感染対策について情報提供・共有する。〔介護支援課〕
- 市は、県等が有症状者等からの相談に対応する相談センターを運営している取組を周知する。〔健康増進課〕

#### 2-2 時期に応じた医療の対応

##### 【体制の確保】

- 市は、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えるといった市民への救急車の適正利用や#7119・#8000 の利用の促進により救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。〔総務課、健康増進課〕
- 市は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、東山梨医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。〔健康増進課〕

##### 流行初期期間経過後

##### 【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

- 市は、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏まえ、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。〔健康増進課〕

## 第6章 保健

### 第1節 対策の理念・目標

対策項目⑥「保健」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理 念		地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じ、患者等の症状に応じた療養支援等を行い、市民の生命及び健康を守り抜く。
目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 患者等の療養支援等に携わる県、市、関係機関が役割分担を明確にし、相互に連携をとることができる体制を整備する。</li> </ul>
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 峡東保健所が感染症有事体制への移行準備を行うことから、患者等の療養支援等に携わる県、市町村、関係機関の役割分担を確認する。</li> <li>✓ 峡東保健所が設置する相談センターを周知する。</li> </ul>
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市は、県が患者等の療養支援等を行う体制を整え、準備期に整理した役割分担及び連携体制に基づき、関係機関と相互に連携して患者等の療養支援等を行う。</li> </ul>

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1 研修・訓練等による実効性のある体制づくり

---

- 市は、感染症に対応できる人材を養成するため、国による研修・訓練の活用や県及び峡東保健所が開催する研修・訓練に年1回以上参加する。〔健康増進課〕

#### 1-2 保健の分野での連携体制の構築

---

- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、峡東保健所主催の新型インフルエンザ等対策会議等を活用し、平時から保健所・衛生環境研究所・近隣市町村・消防等関係機関等と意見交換や必要な調整を通じ連携を強化する。〔健康増進課〕
- 市は、感染症有事においても、地域における訪問介護・訪問看護等の必要なサービスが継続的に提供されるよう、平時から地域包括ケアシステムの充実に向けて、高齢者施設等、訪問介護・訪問看護事業所、介護支援専門員・相談支援専門員が所属する施設等との連携の取組を進める。〔健康増進課、介護支援課〕
- 市は、県からの協力の求めに応じて実施する自宅療養者に対する健康観察及び生活支援の実施体制の整備を行う。〔健康増進課〕
- 市は、峡東保健所と連携し、地域における感染症有事での保健対策や情報発信の機能を発揮できるよう、感染の拡大及びまん延の防止、市民への正しい知識の普及啓発等の対応を迅速かつ的確に講じるため、平時から医療機関や峡東保健所、近隣市町村等の関係機関との情報共有や連携強化を行う。〔健康増進課〕

## 第2項 初動期

### 2-1 相談センターの周知

- 市は、症例定義に当てはまる有症状者等が相談センターに相談することが新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であることを踏まえ、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が峡東保健所に設置する相談センターへ相談するよう周知する。〔健康増進課〕

○

## 第3項 対応期

### 3-1 流行初期における保健の対応

【迅速な感染症対応体制の確立】

- 市は、県と協力し、地域の医療提供体制や相談センターを通じた医療機関への受診方法等について市民等に周知する。〔総務課、健康増進課、政策秘書課〕

### 3-2 流行初期期間経過後における保健の対応

【流行状況や業務の負荷に応じた体制の見直し】

- 市は、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用する物品等の支給に協力する。〔健康増進課、福祉総合支援課、子育て支援課、介護支援課〕

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応

- 市は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）を、市民・事業者等に対し丁寧に説明する。〔健康増進課〕

# 第7章 物資

## 第1節 対策の理念・目標

対策項目⑦「物資」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理 念	医療の提供や検査等を円滑に実施するために欠かせない感染症対策物資等の備蓄を平時から進め、必要数量の感染症対策物資等を感染症有事に確保することで、感染症危機への対応力を高める。
-----	---

目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、医療機関や高齢者施設などの関係機関における感染症対策物資等の備蓄を推進することにより、感染症有事における医療機関や高齢者施設等による対応力を高める。</li> </ul>
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。</li> </ul>
	対応期	

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

---

- 市は、必要な医薬品、個人防護具等の感染症対策物資等を備蓄し、定期的に確認する<sup>25</sup>。  
なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。〔総務課、健康増進課〕

### 第2項 初動期～対応期

#### 2-1 備蓄状況等の確認

---

- 市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。〔健康増進課〕

#### 2-2 供給に関する相互協力

---

- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、市は県に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請<sup>26</sup>する。〔健康増進課〕

---

<sup>25</sup> 特措法第10条

<sup>26</sup> 特措法第50条

# 第8章 生活・経済の安定の確保

## 第1節 対策の理念・目標

対策項目⑧「生活・経済の安定の確保」の理念及び対応時期に応じた目標は、次のとおり。

理 念	感染症危機が市民の生活・経済に大きな影響を及ぼすことを念頭に、感染対策と市民の生活・経済との両立を図る。
-----	--

目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行う。</li> </ul>
	初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 業務計画や事業継続計画（BCP）に基づき、関係機関が事業の継続に向けた準備を着実にを行う。</li> </ul>
	対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ まん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策を実施する。</li> <li>✓ 関係機関が計画に基づき事業を継続し、行政がこれを支援することにより、感染対策と社会経済活動の両立を図る。</li> </ul>

## 第2節 時期に応じた取組

### 第1項 準備期

#### 1-1 情報共有体制の整備

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、市内業界団体を所管している市内所属において窓口となる担当者を定める。〔各関係課〕

#### 1-2 支援実施に係る仕組みの整備

- 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施する各種支援に係る行政手続や相談等について、国や県とともに DX を推進し、対面に限らず、メールや電子申請などを活用した適切な仕組みを整備する。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、日本語能力が十分でない外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。〔健康増進課、市民課、介護支援課〕

#### 1-3 事業継続に向けた準備

- 市は、指定地方公共機関以外の事業者の事業（業務）継続計画（BCP）の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定する BCP は、事業継続力強化計画（簡易版 BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。〔各関係課〕

#### 1-4 物資及び資材の備蓄等

- 市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な消耗品や資材の有無について確認し、必要に応じて備蓄する。この備蓄は、災害備蓄と兼ねることができる<sup>27</sup>。〔総務課、健康増進課、財政課、勝沼支所、大和支所〕
- 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。〔総務課、健康増進課、観光商

<sup>27</sup> 特措法第 11 条

工課]

**1-5 生活支援を要する者への支援等の準備**

- 市は、国の要請を踏まえ、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備え、要配慮者の把握とともに、介護支援専門員や相談支援専門員等が所属する施設等と連携した具体的手続を決める。〔健康増進課、福祉総合支援課、介護支援課〕
- 市が高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）を実施し、県へ共有する。〔健康増進課、福祉総合支援課、介護支援課〕

**1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備**

- 市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を把握するとともに、それを超過した場合の一時的遺体安置施設等の検討、必要量のドライアイス・非透過性納体袋等の確保など、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。〔市民課〕

**第2項 初動期****2-1 火葬体制の強化に向けた準備**

- 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔市民課〕

## 第3項 対応期

### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

#### (1) 心身への影響に関する施策

- 市は、新型インフルエンザ等にかかったこと及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を実施する。〔健康増進課、福祉総合支援課、子育て支援課、介護支援課、教育総務課〕

#### (2) 生活支援を要する者への支援

- 市は、自らの行動計画に基づき、国及び県の要請も踏まえ、介護支援専門員や相談支援専門員等が所属する施設等と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。〔健康増進課、福祉総合支援課、子育て支援課、介護支援課〕

#### (3) 教育及び学びの継続に関する支援

- 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。〔教育総務課〕

#### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

- 市は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給のため、生活関連物資の価格高騰や買占め、売惜しみが生じないよう調査・監視し、関係業界団体に対して、供給確保や便乗値上げの防止を要請する。〔市民課、観光商工課〕
- 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔市民課、観光商工課〕
- 市は、生活関連物資等の価格高騰又は供給不足の発生又はそのおそれに対し、引渡や供給確保、便乗値上げ防止の要請などの適切な措置を実施する。〔観光商工課〕
- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令に基づき市が講ずることとさ

れる措置を適切に実施<sup>28</sup>する。〔観光商工課〕

## (6) 埋葬・火葬の体制整備

- 市は県の要請に基づき、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請するほか、搬送体制の確保について協議する。その際、納体袋への遺体の収納から遺体の安置場所・火葬場への搬送、遺体の火葬までの一連の流れが円滑に進むよう配慮する。〔市民課〕
- 市は、県の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。〔市民課〕
- 市は、遺体の埋葬及び火葬について、県と協力して、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等のため、葬祭事業者等と協議する。〔市民課〕
- 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。〔市民課〕
- 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。〔総務課、市民課〕
- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。〔市民課〕
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。〔市民課〕

## (7) 事業者に対する支援<sup>29</sup>

- 市は、国とともに、新型インフルエンザ等及び当該感染症のまん延防止に関する措置等による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活・経済の安定を図るため、公平性にも留意して影響を受けた事業者を支援する。〔観光商工課〕

---

<sup>28</sup> 特措法第 59 条

<sup>29</sup> 特措法第 63 条の 2 第 1 項

**(8) 指定地方公共機関等による生活・経済の安定の確保**

- 継続的に実施するため、必要な措置を実施する<sup>30</sup>。〔上下水道課〕
- 水道用水供給事業者である市は、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を実施<sup>31</sup>する。

---

<sup>30</sup> 特措法第3条第4項、第4条第3項

<sup>31</sup> 特措法第52条第2項

## 用語解説

ここでは、第1部から第2部までの計画本文に使用する語句の意義等を解説するものであり、ここに記載する用語は、本文の初出において「\*」の印を付している。

なお、記載の順は、五十音順、アルファベット順としている。

●衛生物資

感染症の発生の予防及びまん延防止のためにヒトが身に着ける感染防護具（マスク、ガウン、キャップ、フェイスシールド、グローブ等）の物資。

●ガイドライン

県行動計画に記載する取組を関係機関が進めるための指針となる文書であり、県がどのように対応するのも含めて、県行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を具体的に記載するもの。

●患者等

患者、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者。新型インフルエンザ等の患者等については、感染症法に基づく就業制限、入院、外出自粛等の措置の対象となることが想定される。

●感染経路

感染症の病原体が生体に侵入する経路。空気感染、飛沫感染、接触感染、母子感染等に大別される。

●感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。感染症危機を取り巻く環境から、国家の危機は県の危機でもあり、県では、県民の生命・健康及び生活・経済を守るための積極的な取組が求められる。

●感染症危機対応医薬品等

公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。感染症有事において必要なときに利用できるよう平時から確保等の取組が求められる。

●感染症指定医療機関

感染症法に基づき入院させることが必要な感染症の患者等の入院医療を担当する医療機関として、国又は県が同法第38条第1項又は第2項の規定により指定するもの。ただし、協定指定医療機関を除く。

●感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。

●感染症対策連携協議会

感染症法第10条の2第1項の規定により県が組織し、感染症対策に携わる県、市町村（保健所設

置市を含む。) 診療に関する学識経験を有する団体(医師会)、医療機関、消防、職能団体、教育機関、高齢者施設、障害者施設等その他の関係者で構成する会議体。全体協議を行う「全体会」と、医療対策、療養生活支援、まん延防止等対策など個別のテーマを設定して協議する「個別検討会」がある。

#### ● 感染症有事体制

新型インフルエンザ等に対応するための市の体制のこと。まずは新型コロナの第6波(オミクロン株)と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定し、新型インフルエンザ等の発生公表後1か月間の業務量に十分に対応可能な体制を速やかに確保し、その後、実際の業務量の変化に応じて強化・縮小する。

#### ● 感染性

ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

#### ● 感染対策

個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス(対人距離)の確保、ゾーニング(空間分離)などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

#### ● 基本的対処方針

特措法第18条第1項の規定に基づき政府対策本部が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針。

#### ● 協定締結医療機関

感染症法第36条の3第1項の規定により医療措置協定を締結した医療機関。「医療措置協定締結医療機関」と同義。感染症有事の際に速やかに医療提供体制を構築し、県内における必要な医療を継続的に確保するため、平時から県が対象医療機関と協議の上、締結するもの。

#### ● 業務継続計画(BCP)

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画(Business Continuity Plan)。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

#### ● 緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。

#### ● 緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずる

もの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

●健康観察

感染症の患者等の濃厚接触者や感染症の療養者の必要な期間において、体温などの健康状態について報告を求め、患者の状態を確認すること。

●健康危機対処計画

地域保健法第4条の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）を踏まえ、保健所又は衛生環境研究所が感染症有事における事態対処や平時の事前準備に関する具体的な内容を定める計画。

●抗インフルエンザウイルス薬

ヒトの身体に取り込まれたインフルエンザウイルスに働き掛け、その感染の予防や重症化の防止に効能・効果があるとして、人体への使用の安全性を確認の上、国内での製造販売が承認された医薬品。計画改定時点ではオセルタミビルリン酸塩（タミフル<sup>®</sup>、オセルタミビル）、ザナミビル水和物（リレンザ<sup>®</sup>）、ペラミビル水和物（ラピアクタ<sup>®</sup>）、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（イナビル<sup>®</sup>）、バロキサビルマルボキシル（ゾフルーザ<sup>®</sup>）があり、その種類によって、錠剤、カプセル、顆粒、ドライシロップ、吸入剤、注射剤といった剤形がある。

●抗原検査キット

酵素免疫反応を測定原理としたイムノクロマト法により、新型インフルエンザ等の病原体の抗原を迅速に検出する検査キット。

●行動変容

人が行動（生活習慣）を変えること。

●高齢者施設等

入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

●呼吸器感染症

人の肺に感染する病原体による疾病。

●個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

さ行

●酸素濃縮装置

空気の成分の約80%を占める窒素を吸着し、酸素濃度90%以上の空気をつくり出す装置で、患者

に供給することを目的とするもの。

●事業継続計画(BCP)

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画(Business Continuity Plan)。作成主体によって「業務継続計画」ともいう。

●自宅療養

行政が健康観察や医療の提供、日常生活に必要な物資の支給に関与する中において、外出自粛の対象となった新型インフルエンザ等の患者等が自宅で療養すること。

●指定地方公共機関

県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県が新型インフルエンザ等対策において指定するもの。

●住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

●所管課

関係機関が法令等に基づき事業等を行う場合において、一定の関与を行うことが想定される行政機関の所属。なお、「関係課」とは、機関・団体との関わりをもつ所属であり、所管課を含めた幅広い概念。

●新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(特措法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

●新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」をいう。

●新型コロナウイルス感染症

令和2年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)。令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられた。県行動計画が対象とする新型インフルエンザ等のうち「新型コロナウイルス感染症」は、COVID-19とは異なる型となる。なお、「再興型コロナウイルス感染症」は、COVID-19の変異により発生する可能性はある。

### ●咳エチケット

感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

### ●総合調整

市町村、医療機関その他の関係機関による感染症への対応が円滑に行われるよう、感染症法に基づき国や県が行う調整。

### ●相談センター

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある行動歴や症状がある方の相談を受け付け、発熱外来の受診先を案内する電話窓口。

## た行

### ●地方衛生研究所

公衆衛生の向上のために、各種の試験・検査や、公衆衛生情報等の収集・解析・提供のほか、調査研究、研修指導を行う機関。都道府県や指定都市、一部の中核市・特別区に設置。本県では、「衛生環境研究所」を設置。

### ●特定新型インフルエンザ等対策

地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法第2条第2号の2の政令で定めるもの。なお、計画改定時点では、同政令で次のように定められている。

#### (1) 特措法の規定により実施する措置

#### (2) 次に掲げる感染症法の規定（イからハまでに掲げる規定にあっては感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び感染症法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含み、ニに掲げる規定にあっては感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）により実施する措置

イ 医師の届出《第12条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定》、積極的疫学調査《第15条第1項、第3項、第5項、第8項、第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定》、検疫所との連携《第15条の2第1項及び第2項、第15条の3第1項、第2項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定》、就業制限《第18条第1項及び第3項から第6項までの規定》、公費負担医療《第37条第1項、第2項（第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。）、第3項及び第4項（第42条第2項、第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第50条の3第2項及び第50条の4第2項において準用する場合を含む。）並びに第42条第1項の規定》及び総合調整《第63条の3第1項及び第4項並びに第63条の4の規定》

ロ 入院・移送・退院《第26条第2項において読み替えて準用する第19条第1項から第3項まで、第5項及び第7項、第20条第1項から第6項まで及び第8項、第21条並びに第22条の規定》及び苦情・審査請求《第24条の2及び第25条第4項の規定》

- ハ 書面による通知《第 26 条第2項において読み替えて準用する第 23 条において準用する第 16 条の3第5項及び第6項（感染症法第 17 条第1項の規定による健康診断の勧告及び同条第2項の規定による健康診断の措置に係る部分を除く。）の規定》
- ニ 感染を防止するための報告・協力《第 44 条の3第2項、同条第5項から第 11 項まで（これらの規定を第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定》及び外出自粛対象者の医療《第 44 条の3の2第1項及び第 44 条の3の3第1項の規定》
- ホ 新感染症の所見がある者の入院・移送・退院《第 46 条第1項から第5項まで及び第7項、第 47 条及び第 48 条の規定》、新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知《第 49 条において準用する第 16 条の3第5項及び第6項の規定》、新感染症の所見がある者による苦情《第 49 条の2において準用する第 24 条の2の規定》、新感染症の感染を防止するための報告・協力《第 50 条の2第2項の規定》、新感染症外出自粛対象者の医療《第 50 条の3第1項及び第 50 条の4第1項の規定》及び新感染症の対応における国との連携《第 51 条第1項（感染症法第 46 条第1項、第3項若しくは第4項、第 47 条又は第 48 条第1項若しくは第4項に規定する措置に係る部分に限る。）の規定》

●特定接種

特措法第28条第1項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

●特定接種登録事業者

特措法第28条第1項第1号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

な行

●濃厚接触者

保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性があるとして判断された者。

は行

●発生公表

感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表すること。

●発熱外来

発熱など感染の疑いを示す症状が出た者を受け入れ、診療する医療機関。

●病原性

病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ。

## ●保健所設置市

地域保健法第5条第1項の規定により保健所を設置する市。計画改定時点では次のとおり政令で定められており、甲府市は、(2)の中核市に該当。

- (1) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市
- (2) 地方自治法第252条の22第1項の中核市
- (3) 小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市及び四日市市

## ま行

### ●まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

## や行

### ●薬剤感受性

疾病の原因となる病原体に作用する薬剤の効きやすさ。薬剤の有効性の指標。

### ●要配慮者

新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。

## ら行

### ●リエゾン

「仲介」や「橋渡し」という意味。市町村が感染症有事の際に派遣するリエゾンは、その所属する市町村による新型インフルエンザ等対策を円滑に進めるため、県対策本部や県型保健所による新型インフルエンザ等への対応の方法や現場の対応状況などについて随時情報を収集し、持ち帰る「連絡調整員」の役割を担う。

### ●リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動

であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

## ABC

- DX（デジタル・トランスフォーメーション）

ICTにより社会の在り方を変えるもの。

- JIHS（ジース）

Japan Institute for Health Securityの略で、国立国際医療研究センターと国立感染症研究所が統合して設立された国立健康危機管理研究機構。感染症等の情報分析・研究、人材育成、国際協力、医療提供等の業務を一体的に担う。

- PCR（ピーシーアール）検査

ウイルス遺伝子（核酸）を特異的に増幅する核酸検出検査であり、検体中にウイルス固有の遺伝子が存在しているか否かを確認する方法。

## 各関連要綱

甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議設置要綱

平成26年11月1日  
制定

改正 令和2年1月23日 一部改正  
令和5年4月1日 訓令第6号  
令和6年4月1日 訓令第20号  
令和8年4月1日 訓令第13号

(設置)

第1条 本市における新型インフルエンザ等の予防及び発生に緊急に対処するため、甲州市新型インフルエンザ等庁内対策会議（以下「庁内対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等が発生する前において、事前準備の進捗を確認し、関係各課間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組に関する事項
- (2) 関係各課においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備に関する事項
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内対策会議は、副市長、総務課長、政策秘書課長、財政課長、施設管理課長、子育て支援課長、介護支援課長、福祉総合支援課長、教育総務課長、市民課長及び健康増進課長の職にある者をもって組織する。

(議長及び副議長)

第4条 庁内対策会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長には副市長の職にある者を、副議長には総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長は、庁内対策会議の事務を総括する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内対策会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて議長が招集し、その会議の進行を行う。

- 2 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内対策会議の庶務は、総務課及び健康増進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 甲州市新型インフルエンザ庁内対策会議設置要綱（平成25年3月25日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から施行する。

附 則（令和5年4月1日訓令第6号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日訓令第20号）

この訓令は令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日訓令第13号）

この訓令は令和8年4月1日から施行する。

## 甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市における新型インフルエンザ等の対策を迅速かつ総合的に対処するため、甲州市新型インフルエンザ等警戒対策本部（以下「警戒対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 警戒対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等が国内で発生した際において、情報収集を行い、事前準備の進捗を確認し、関係各課間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組に関する事項
- (2) 関係各課においては、県や事業者との連携を強化し、県内発生時に備えた準備に関する事項
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策に関し必要な事項

### (組織)

第3条 警戒対策本部は、本部長、副本部長、本部付、本部員及び班員で組織する。

- 2 警戒対策本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部付には教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、警戒対策本部の事務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 各課長相当職を本部員とし、所属職員を班員とする。
- 7 本部員は本部長の命を受けて班員を指揮監督し、班員は本部員の命を受けて新型インフルエンザ等対策に従事する。

### (会議)

第4条 本部長は、警戒対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、警戒対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 警戒対策本部の庶務は、総務課及び健康増進課において処理する。

### (警戒対策本部の廃止)

第6条 甲州市新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、警戒対策本部を廃止する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、警戒対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

## 甲州市新型インフルエンザ等連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 新型インフルエンザ等の情報収集等を行うことにより、必要な措置に迅速かつ確実に対応し、新型インフルエンザ等の発生を予防するとともに、そのまん延の防止を図り、もって市民の公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とし、甲州市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等の情報の収集と共有に関する事項
- (2) 新型インフルエンザ等の市民への啓発活動に関する事項
- (3) 新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対応策の検討や体制の確認に関する事項

### (組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び次に掲げる委員をもって組織し、会長を市長とし、副会長を副市長及び教育長とする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 医療機関関係者
- (3) 市医師会長
- (4) 区長会長
- (5) 保健環境委員会代表
- (6) 市校長会長
- (7) 保育所連合会長
- (8) 社会福祉機関関係者
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認める関係者

### (会議)

第4条 連絡会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。ただし、会長がやむを得ない理由により欠席した場合は副市長である副会長が、副市長である副会長も欠席した場合は教育長である副会長が、会議の議長となる。

### (秘密保持等)

第5条 連絡会議の委員は、甲州市個人情報保護条例（平成17年甲州市条例第8号）の規定の趣旨にのっとり、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。構成員の期間が満了し、又は構成員の職を退いた後においても、同様とする。

### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、総務課及び健康増進課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 甲州市感染症対策委員会設置要綱（平成 25 年 3 月 25 日市長決裁）は、廃止する。

甲州市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、甲州市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

## 甲州市新型インフルエンザ等対策本部要綱

平成26年11月1日

制定

改正 令和5年5月8日 告示第100号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市新型インフルエンザ等対策本部条例第5条に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施するため設置する甲州市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザ等に関し次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- (2) 市内発生時の危機及び健康被害対策に関する事項
- (3) 市内発生時の危機対策の実施に関する事項
- (4) 関係機関等の連絡調整に関する事項
- (5) その他必要とする事項

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、本部付、本部員及び班員をもって組織する。

- 2 対策本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には市長を、副本部長には副市長及び消防団長を、本部付には教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、対策本部の事務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 各課長相当職を本部員とし、所属職員を班員とする。
- 7 本部員は本部長の命を受けて班員を指揮監督し、班員は本部員の命を受けて新型インフルエンザ等対策に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、総務課及び健康増進課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年5月8日から施行する。